

日本標準産業分類（第13回改定（平成26年4月1日施行））

（注）補助金交付申請書を提出する際に、該当する業種の「○印」欄に○を記入し、必ず提出してください。

大分類	コード	○印	中分類【小分類】
A 農業・林業	010		農業
	020		林業
B 漁業	030		漁業(除水産養殖業)
	040		水産養殖業
C 鉱業採石	050		鉱業、採石業、砂利採取業
D 建設業	060		総合工事業
	070		職別工事業(除設備工事業)
	080		設備工事業
E 製造業	090		食料品製造業
	100		飲料・たばこ・飼料製造業
	110		繊維工業
	120		木材・木製品製造業(除家具)
	130		家具・装備品製造業
	140		パルプ・紙・紙加工品製造業
	150		印刷・同関連業
	160		化学工業
	170		石油製品・石炭製品
	180		プラスチック製品(除別掲)
	190		ゴム製品(含プラスチック製等)
	200		なめし革・同製品・毛皮
	210		窯業・土石製品
	220		鉄鋼業
	230		非鉄金属製造業
	240		金属製品製造業
	250		はん用機械器具製造業
	260		生産用機械器具製造業
	270		業務用機械器具製造業
	280		電子部品・デバイス・電子回路
290		電気機械器具製造業	
300		情報通信機械器具製造業	
310		輸送用機械器具製造業	
320		その他の製造業	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	330		電気業
	340		ガス業
	350		熱供給業
	360		水道業
G 情報通信業	370		通信業
	380		放送業
	390		情報サービス業
	400		インターネット附随サービス業
	410		映像・音声・文字情報制作業
H 運輸業、郵便業	420		鉄道業
	430		道路旅客運送業
	440		道路貨物運送業
	450		水運業
	460		航空運輸業
	470		倉庫業
	480		運輸に附帯するサービス業
	490		郵便業(信書便事業を含む)
I 卸売業・小売業	500		各種商品卸売業
	510		繊維・衣服等卸売業
	520		飲食料品卸売業

大分類	コード	○印	中分類【小分類】
I 卸売業・小売業	530		建築材料、鉱物・金属材料等
	540		機械器具卸売業
	550		その他の卸売業
	560		各種商品小売業
	570		織物・衣服・身の回り品小売業
	580		飲食料品小売業
	590		機械器具小売業
	600		その他の小売業
	610		無店舗小売業
	J 金融業・保険業	620	
630			協同組織金融業
640			貸金業、非預金信用機関
650			金融商品・商品先物取引業
660			補助的金融業等
670			保険業(含代理業、保険サービス業)
K 不動産業・物品賃貸業		680	
	690		不動産賃貸業・管理業
	700		物品賃貸業
L 学術研究、専門・技術サービス業	710		学術・開発研究機関
	720		専門サービス業(他に分類されない)
	730		広告業
	740		技術サービス業(他に分類されない)
M 宿泊業、飲食サービス業	750		宿泊業
	760		飲食店
	770		持ち帰り・配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業、娯楽業	780		洗濯・理容・美容・浴場業
	790		その他の生活関連サービス業
	800		娯楽業
O 教育、学習支援業	810		学校教育
	820		その他の教育、学習支援業
P 医療、福祉	831		【病院】
	832	医療業	【一般診療所】
	833		【歯科診療所】
	835		【療術業】
	842	保健	【健康相談施設】
	849	衛生	【その他の保健衛生】
	851		【社会保険事業団体】
	854	福祉	【老人福祉・介護事業】
	855	介護事業	【障害者福祉事業】
859		【その他の福祉・介護事業】	
Q 複合サービス業	860		郵便局
	870		協同組合(他に分類されないもの)
R サービス業(他に分類されないもの)	880		廃棄物処理業
	890		自動車整備業
	900		機械等修理業
	910		職業紹介・労働者派遣業
	920		その他の事業サービス業
	930		政治・経済・文化団体
	940		宗教
	950		その他のサービス業
T 分類不能	990		分類不能の産業